

議第 2 1 号

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年呉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年呉市条例第 2 5 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当，初任給調整手当，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 給料は、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年呉市条例第 2 5 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当，初任給調整手当<u>（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）</u>，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第 6 条の 3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内，第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内，第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 年以内の期間，採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつて</p>	<p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第 6 条の 3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 5 年以内，第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内，第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 3 年以内の期間，採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつて</p>

は、採用後規則で定める期間を経過した日) から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) ～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

は、採用後規則で定める期間を経過した日) から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

(1) ～(3) 略

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第4条第2項から第4項までの規定並びに規則で定めるところにより当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第8条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に1.2を乗じ、その額を規則で定める年間の勤務時間で除して得た額(その額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

	<p>2 <u>第二種初任給調整手当の月額</u>は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員</u>で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 <u>前3項の規定するもののほか</u>、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(通勤手当)</p>	<p>(通勤手当)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月 <u>(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)</u>の規則で定める日に支給する。</p>
<p>5～7 略</p>	<p>5～7 略</p>
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p>
<p>第15条 第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので</u>除して得た額とする。</p>	<p>第15条 第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を<u>規則で定める年間の勤務時間で</u>除して得た額とする。</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等を踏まえた手当の新設等をするため、この条例案を提出する。